

穴水町Uターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多世代同居支援及び定住促進を図るとともに、バランスの取れた世帯構成を確保するため、住宅の改修工事等を行う者に、Uターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 世帯 住居と生計を共にしている人々の集まりをいう。

(2) 多世帯同居 親、子等の二世帯（親族に限る。）以上で構成されている世帯で、かつ、リフォーム工事完成後に速やかに町内の同一住所に居住する予定の世帯。

(3) 転入者 県外から本町に転入したもので、町外へ転出してから3年以上経過し、再転入後2年未満の者又は本町の住民基本台帳に登録されず、若しくは外国人登録原票に登録されたことのない転入後2年未満の者で、平成26年1月1日以後に定住の意思をもって本町へ転入予定又は転入するもの。

(4) 町内建築業者 本町に営業所又は事業所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可又は宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けているもの又はこれと同等の技術を持つ者で町長が認めたもの。

(補助対象者等)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 町内に所在し自ら居住するために所有する既存住宅（その住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が当該居住の用に供されるものに限る。）を改修し、新たに転入者による多世帯同居の世帯数が1以上増加する者。

(2) 税金等を滞納していない者。

2 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号のすべてに該当するものとする

(1) 多世帯同居の世帯員のいずれかが町内で所有するもので、リフォーム工事後1年未満に新たに多世帯同居をするもの。

(2) 町内に本店又は支店を有する建設業者等が施工するもの。

(補助対象となる工事)

第4条 補助の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす工事とする。

(1) 多世帯同居に必要となる工事のうち次の各号に該当する工事であること。

ア 間取りの変更に関する工事

既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更に関する工事（既存住宅の間取りの変更を伴わない増築を含む。）

イ バリアフリー改修工事

（ア）手すりの設置

浴室、便所、洗面所、居室、廊下、階段等への手すりの設置

（イ）段差の解消

屋外に面する出入口、浴室、屋内（浴室を除く。）等における段差の解消

ウ 設備の増設工事

（ア）トイレの増設工事

（イ）キッチンの増設工事

（ウ）浴室の増築工事

（エ）洗面書の増設工事

（オ）同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事

エ その他関連工事

その他、多世帯同居に必要となるもので町長が必要と認める工事

（２）平成２６年４月１日以降に施工する工事であること。

（３）国又は地方公共団体の実施する他の補助を受けていない工事であること。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、３０万円を限度とする。ただし、多世帯同居する世帯に義務教育終了前の世帯員がいる場合は、５０万円を限度とする。

２ 補助金の交付は、同一住宅につき１回限りとする。

（申請書の審査）

第６条 この補助金を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、対象工事の完了後、穴水町Ｕターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第１号）にリフォーム工事概要書（様式第２号）のほか、別表１に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適切であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、穴水町Ｕターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第７条 対象者は、前条第２項の通知を受けたときは、速やかに穴水町Ｕターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対し支払いを行うこととする。

(調査等)

第8条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、工事に関する調査等を行うことができる。

(交付の取消し)

第9条 町長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第2項の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 対象者が補助金の交付決定後、5年以内に多世帯同居を行えなくなったとき。

(3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日から属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条、第 7 条関係)

補助金交付申請書に添付する書類
○リフォーム工事概要書 (様式第 2 号)
○工事着工前の写真 (住宅全体及び対象工事に係る部分)
○図面 (付近見取図、配置図、工事の内容がわかる工事前後の図面 (平面図、立面図、断面図等))
○工事請負契約書の写し
○領収証の写し
○同居予定者との関係を示すもの (戸籍謄本、婚約証明書等)
○同居予定者を含む世帯全員の住民票の写し
○登記事項証明書 (所有者が確認できるもの)
○納税証明書
○工事完了後の写真 (建物全景及び対象工事に係る部分)